

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した児童生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）。

これらの感染症（別紙参照）の可能性があつて欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった児童生徒等を再登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を担当へご提出ください。

*病気の状況により医師の証明を提出していただく場合があります。

新型コロナウイルス感染症に関連して、濃厚接触者と特定された、または、体調不良等により登校を見合わせた等の場合は、**病名の欄に出席停止の理由**（濃厚接触者と特定・海外より帰国し健康観察中・体調不良による自粛等）を記入してください。医療機関名（または保健所名）・電話番号は可能な範囲でご記入ください。

学校感染症による欠席届

東京都立 西 高等学校長 殿

_____年_____組 氏名_____

下記の疾患等が、____月____日に判明しました。

このため、____月____日から____月____日まで欠席させていましたが、登校させますのでご連絡します。

病 名：_____

（または出席停止の理由）

受診した医療機関名：_____

（または保健所名）

受診した医療機関の電話番号：_____

令和____年____月____日

保護者名_____印

生徒はこの書類を担当の先生に提出→担任の先生はコピーを取り、原本を保健室に提出

■学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則の一部改正 平成 27 年 1 月 21 日施行)

	病 名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）	
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）	
	特定鳥インフルエンザ（病原体の血清型が H5N1 および H7N9 であるものをいう）	
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
※ ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。		
第 3 種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある）	
	・ 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）	・ A 型肝炎
	・ サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症	・ B 型肝炎
	・ マイコプラズマ感染症	・ 伝染性膿痂疹（とびひ）
	・ インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症	・ 伝染性軟属腫（水いぼ）
	・ 溶連菌感染症	・ アタマジラミ
	・ 伝染性紅斑	・ 疥癬
・ 急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）	・ 皮膚真菌症	
・ EBウイルス感染症	① カンジダ感染症	
・ 単純ヘルペス感染症	② 白癬感染症、特にトングランズ感染症	
・ 帯状疱疹		
・ 手足口病		
・ ヘルパンギーナ		